

2020年6月17日  
智頭急行株式会社

## 智頭急行株式会社第34回定時株主総会の内容について

智頭急行株式会社第34回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、会社法（平成17年法律第86号）第319条及び第320条の規定によるいわゆる書面決議とすることとしておりましたが、2020年6月17日に株主全員からの同意書が整いましたので、その日に定時株主総会の決議及び定時株主総会への報告があったものとみなされました。また、その時に第34回定時株主総会が終了したものとみなされました。

その主な内容を次のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 第34回定時株主総会

##### 1 報告事項

- 第34期事業報告について  
第34期事業報告の内容について報告があったものとみなされました。

##### 2 決議事項

- 第34期貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに剰余金処分案の承認について  
原案のとおり承認することについて可決する旨の決議があったものとみなされました。
- 監査役の任期満了に伴う監査役の選任について  
下記の2名の選任を承認することについて可決する旨の決議があったものとみなされました。

##### 3 その他

- 2019年度の智頭線の輸送人員について  
株主全員へ書面を送付して報告しました。

#### 監査役

新・再	氏名	備考
再任	石田耕太郎	倉吉市長
新任	三宅 智章	姫路信用金庫常務理事

参考：取締役（改選等はありません。）

役付	氏名	備考	役付	氏名	備考
会長	平井 伸治	鳥取県知事		庵途 典章	佐用町長
副会長	荒木 一聡	兵庫県副知事		遠山 寛	上郡町長
副会長	菊池 善信	岡山県副知事		杉原 伸治	備山陰合同銀行代表取締役専務執行役員
	深澤 義彦	鳥取市長		小野澤弘成	㈱鳥取銀行取締役常務執行役員
	吉田 英人	八頭町長		丸山 明則	神姫バス㈱代表取締役専務取締役
	寺谷誠一郎	智頭町長	社長	城平 守朗	智頭急行㈱代表取締役
	青木 秀樹	西粟倉村長	常務	松本 俊一	智頭急行㈱代表取締役
	萩原 誠司	美作市長			

お問い合わせ
総務部総務企画課
電話 0858-75-6600

(参考)

## 2019年度の決算状況等について

### 1 決算の状況

増収増益 増収 69,710,483円(2.6%)、 増益 58,943,246円 (36.9%)

1998年度以降22年黒字を維持

#### ①営業収入の増

旅客運輸収入は輸送人員の減少により減(△27,333,357円)となりましたが、運輸雑収入は列車の運転休止が減少したことに伴う受取車両使用料の増加等により増(+97,043,840円)となったため

#### ②営業費用の減

安全投資の強化に伴い修繕費は増加(+36,775,229円)しましたが、軽油単価が下がったことによる動力費の減少(△36,346,727円)などの影響のため

(単位：円、%)

項 目		2019年度決算 (対前年比)	2018年度決算
収 入	営業収益	2,763,021,265(102.6)	2,693,310,782
	内 訳		
	旅客運輸収入	1,286,296,696(97.9)	1,313,630,053
	運輸雑収入	1,476,724,569(107.0)	1,379,680,729
	営業外収益	14,534,009(47.4)	30,689,768
	収入合計	2,777,555,274(102.0)	2,724,000,550
費 用	営業費用	2,546,883,447(99.4)	2,561,405,967
	営業外費用	12,026,128(415.8)	2,892,130
	費用合計	2,558,909,575(99.8)	2,564,298,097
	経常損益	218,645,699(136.9)	159,702,453
	営業係数	92.2	95.1
	設備投資	332,865,520(82.3)	404,213,853

### 2 2019年度の智頭線の輸送人員について

2020年5月21日付でニュースリリースさせていただいています。

(弊社HPにも掲載しております。)

(注) 第34回定時株主総会議案書(全24ページ)がご入用でしたら、「お問い合わせ」先までご連絡ください。  
メール、FAX等でお送りいたします。

【参考資料】会社法抜粋（いわゆる書面決議の根拠規定等）

（株主総会の決議の省略）

第319条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2～4 （略）

5 第1項の規定により定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終結したものとみなす。

（株主総会への報告の省略）

第320条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（計算書類等の定時株主総会への提出等）

第438条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 （略）

二 （略）

三 取締役会設置会社 第436条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 （略）

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。